# Cheer

長崎高教組は
非正規雇用職員の皆さんを
応援します

（特別号）　2015/4/9

発行責任者：高教組書記長　馬場隆


## 臨時採用教職員及び非常勤教職員皆さん
## 労働条件で分からないことや疑問に思うことはありませんか？

臨時採用や非常勤の教職員の皆さんの中には、初めて学校現場で働く人も、これまでも同様の立場で働いてきた人もいらっしゃるでしょう。自分がどのような労働条件で雇用されているかは説明を受けられたでしょうか？

私たち高教組（長崎県高等学校教職員組合）は、県教委に対して、学校の教職員は臨時採用や非常勤ではなく正規採用で雇用するよう求めていますが、実際に臨時採用や非常勤として働いておられる皆さんの労働条件の改善についてもとりくんできました。

その中で改善が実現してきた点も含めて、臨時採用や非常勤の教職員の皆さんの労働条件の概要についてお知らせしたいと思います。

### 臨時採用（欠員補充、育休･病休代替など）の方

○賃金…教育職の場合、教育職１級の基本給になります（正規採用の教諭・養護教諭は２級）。金額（号給）は高卒・大卒後の経験で異なります。通勤手当・住居手当等の諸手当は正規採用の場合と同じです。

**※欠員補充の場合、2009年度までは４月分の住居手当と通勤手当は支給されませんでしたが、長年の交渉の結果、支給されるようになりました。**

○有給休暇…年次有給休暇（年休）や病休等、取得できる休暇は正規採用の場合と同じです。年休は 1 日単位でも 1 時間単位でもとれます。日数は、欠員補充の場合は 12 月までに 15 日、1 月以降は 5 日＋（12 月までの残り日数）です。育休・病休代替の場合は雇用期間によって異なりますが、4 月から 3 月までの場合は、欠員補充の場合と同じです。**※年休は届けを出すだけで理由は不問です。**

○社会保障…全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）・厚生年金になります。

### 非常勤講師（時間講師）の方

○賃金…「報酬」として 1 時間当たり 2,800 円が支給されます。授業だけでなく補講や教科会議など、学校が必要と認めた仕事については支給されます。手当は「通勤費用」だけで、勤務日数にかかる費用が支給されます。

**※「『報酬』が支給されない仕事を頼まれることがある」という事例も報告されています。そういう場合は、職場の組合員にご相談下さい。**

○有給休暇…年次有給休暇（年休）は年間の勤務予定日数によって取れる日数が違います（217 日以上… 10 日、169 ～ 216 日… 9 日等）。２校以上勤務する場合は、勤務予定日数を合算します。

1 日または 1 時間単位で取れます。1 日分が何時間になるかは、1 週間の勤務時間を勤務日数で割った時間（端数切り上げ）で算出します。

【例】週 2 日勤務で合計 5 時間なら 1 日分は 3 時間

忌引休暇（父母 7 日、祖父母 3 日など）

夏季休暇　週 5 日勤務の方は 4 日、週 4 日勤務の方は 3 日、
週 3 日勤務の方は 2 日、週 1 ～ 2 日勤務の方は 1 日

**※昨年度の交渉の結果、今年度から日数が拡大しています。**

インフルエンザによる病気休暇　1 日

**※有給休暇ですから、授業などをしなくても「報酬」が支給されます。**

○社会保障…国民健康保険・国民年金になります。